

中国における手形の有因・無因の議論

目次

- 一 序論
- 二 手形無因性の意義
- 三 手形法制定前の有因論概況
- 四 最高人民法院の立場
- 五 手形法一〇条をめぐる学説
 - 1 一〇条の内容とその問題点
 - 2 学説の展開
- 六 結語
- 3 私見

李

偉

群

一 序論

論

日本では、手形行為には「無因性」という性質があるものと解されている。⁽¹⁾ すなわち、手形上の債務は、手形を授受するにいたつた原因となる法律行為の有効、無効または不存在とは関係なく、別個独立して発生・存続するものと解されている。たとえば、商品の売買が行なわれ、その売買代金の支払いのために買主が約束手形を売主に振り出した場合、手形債務は売買代金債務とは別個独立のものとして成立し、その後、売買契約が何らかの理由によつて無効となりまたは取消、解除されたとしても、そのことによつて手形債務が消滅することはない。

近時、少數説ながら、手形行為を手形負担行為と権利移転行為と二面に分け、債務負担の面は無因であるが、権利移転の面だけは有因であるとする、いわゆる、権利移転行為有因論が提唱されている。⁽²⁾ しかし、このような二重の構成に対しては、伝統的な法律行為概念に異質的なものを落ち込むのであって不自然であるとの批判がなされている。また、この説が、権利移転の側面を有因行為と解することについて、きびしい反発を招いている。⁽³⁾

一九九五年五月一〇日に中華人民共和国票拠法⁽⁴⁾（以下「中国手形法」とする）が中国全国人民代表大会常務委員会で可決され、一九九六年一月一日から施行されている。中国が社会主義計画経済から市場経済へと転換している中で中国手形法は、中国の法体制の重要な部分をなすものである。これにより、今後は、中国における手形・小切手の普及を積極的に行なうことが可能になるようと思われる。しかし、中国手形法が手形法学上の重要な概念である手形の無因性に關していくかなる立場を探つているのは明らかでない。同法第一〇条は「手形の振出、取得および譲渡は信義誠実の原則に従わなければならず、当事者の間に眞実の取引関係と債権債務関係を有しなければならない」と定めている。

この条文は、手形当事者が手形行為をなすにあたって、公平と信義誠実を守り、かつ、当事者の間に商取引関係と債権債務関係を有するということが必要としている。たとえば、AがBとともに、資金の不正取得のため、虚偽の売買契約書を作成した上で為替手形の授受を行い、Aが振出した手形をBに交付し、受取人Bがこれを金融機関に割引のために持ち込んで金銭を受領するとする。無因論によれば、手形関係は原因関係からの影響を受けないから、この場合の原因関係は無効であるが、手形行為は有効である。しかし、上述の条文がかりに有因論の立場に立つものだとすれば、この場合に原因関係のみならず、手形関係も無効となる。

これは、諸外国の手形法に共通する手形無因性理論と異なるため、このような構成が妥当かどうかについて、現在中国の学説上さかんに議論されている。

まず、本稿では、中国における無因性概念につき考察する。手形の無因性の意義、手形法制定前の有因論の概況、判例における無因性の限界、等を順次に取り上げて検討する。次いで、中国における第一〇条の法的構成に関する学説上の議論につき、有因論あるいは無因論に関連せしめられる問題点を絞って検討しつつ、私見を展開する。

中国の手形行為の有因論・無因論の議論状況と日本のそれとの違いを比較しながら分析検討したうえで、今後の中国手形法第一〇条の修正の提案を提起して、結語としたい。

注

- (1) 田邊光政『最新手形法小切手法』三一頁（中央経済社、三訂版、一九九四年）。
- (2) 前田庸『手形法・小切手法入門』四七頁（有斐閣、一九八三年）。
- (3) 河本教授は次のように批判される。有因論によつて、債務負担と債権移転とを二分し、後者だけを有因のものを捉えつつ、

手形債務は交付によつて相手方の手許で発生するとの立場をとれば、所持人の裏書原因関係が消滅した場合、振出人に対する所持人の権利は裏書人に復帰するが、所持人の裏書人に対する請求権は所持人の手許で無因のものとして発生したのであるから、依然として所持有人に残ることになる。これでは、一枚の手形上の権利が分属することになる。河本一郎「手形金請求と権利濫用」法学セミナー三五〇号一〇〇頁。有因論に対する理論的な批判として、川村教授は次のように指摘される。この説は、従来の伝統的な無因性・有因性の議論に照らすと極めて疑問である。無因性・有因性の理論は、原因関係と手形関係とを分けたうえで、またそれらが分けられることを前提としたうえで、二つの関係の間を無因関係・有因関係としてとらえてきた。それに対し、この説は、二段階説をとることにより手形関係を二つに分けられるものとして、それらと原因関係との間を、一方は無因、他方は有因としてとらえているわけである。しかし、上の伝統的な観念に照らせば、同一の原因関係が手形行為の一部の交付行為との関係でのみ有因的に作用し、他方の債務負担行為との関係では無因的に作用すると解するのは、法理論としてはなはだ疑問がある、とする。川村正幸『手形・小切手法（新法学ライブラリー15）』一二三二頁（新世社、一九九六年）。

(4) 票扱という言葉は、日本語に訳すと「手形」となる。中国法ではこの言葉は広狭二つの意味を有する。すなわち広い意味では、それはあらゆる有価証券と各種の証書を示すもので、為替手形、約束手形及び小切手のはか、輸送証券や倉庫証券、債券等をも含むが、狭い意味では、為替手形、約束手形および小切手の三者のみを指すものとされている。潘阿憲「中国における手形・小切手立法と新手形法（上）」国際商事法務Vol.24 No.1（一九九六年）四九頁。

本法でいう為替手形は、銀行為替手形および商業為替手形とする（第一九条）。銀行為替手形は、銀行が振り出した為替手形、商業為替手形は、企業等が振り出した為替手形である。中国では、手形の信用機能は為替手形だけとし、約束手形は決済機能だけにとどめるという考え方が多い。為替手形を手形の主流におく見方は、例えば中国法学会民法学経済学研究会編『企業・証券・合同』一二三六頁（人民法院出版社、一九九二年）の「為替手形は、商業手形の典型代表であり、手形の特長が集中的に表れ、手形の主要な内容は全部含まれている。同時に国際経済取引において、最も広範囲に使用されている手形であり、

その作用は約束手形、小切手をはるかに凌ぐ。したがって、為替手形を手形の主流に据えるのである」という見方である。本法でいう約束手形は、銀行約束手形とする（第七三條）。銀行約束手形は、銀行が振り出した約束手形である。注目すべきは、約束手形は、一覧払しか認めていない点である。なぜ本法では一覧払だけにしたのだろうか。これでは、支払の延期という信用機能はなくなり、決済機能だけの小切手と変わらなくなる。しかも、約束手形は、銀行約束手形に限られている。國務院法制局財政金融法規司『中華人民共和国票拋法講解』一七三頁（法律出版社、一九九五年）は、銀行約束手形に限定した理由として、a 経済実力のない者が約束手形を振り出せば、手形紛争が増える。b 中国は約束手形の歴史が浅い。c 将来客觀条件が成熟したら本法を改正する、と述べている。なお、一九八九年銀行決済方法の改革後、空小切手が激増ため、とくに集団所有企業では、小切手による決済が敬遠され、これに代わって銀行約束手形が歓迎されるようになったことも、約束手形イコール銀行約束手形とする今回の立法と無関係ではない。以上のすべては、栗津光世「中国手形小切手法の制定」國際商事法務 Vol.24, No.2 (一九九六年) 一六一、一六七頁。

二 手形の無因性の意義

最初の成文立法である一六三七年のフランスの商事勅令から、現在まで二百年余りにかけて、無因性は手形法の⁽⁵⁾基本的理念として認められてきた。手形行為の無因性は、手形理論の基礎であり、手形法における中核的な位置づけが与えられている。

無因性には、以下のような機能が期待されている。すなわち、手形を所持している人は、当然に手形上の権利者

となり、権利行使の際、所持人は手形が授受されるにいたった原因を立証する必要がない。手形の呈示のみが、権利行使の要件である⁽⁶⁾。他方では、手形の支払人が手形の金額の支払に条件をつけることは許されない。支払人は手形義務を履行するものとして、所持人に手形の取得または手形権利発生の権原について調査する権限をいつさい持たない。いずれにせよ、手形関係は原因関係とは分離して独立に存在するのである⁽⁷⁾。

基礎関係である債権債務関係および取引関係は、独立して存在する手形関係に何ら影響を及ぼさない。手形関係が原因関係から独立して存在することにより、手形の流通性、安全性等の経済的機能を果たすことが確実になる。たとえば、A・B間で商品の売買契約が行われ、買主Aが売買代金支払いのために為替手形を振出し、売主Bに交付した場合を考えてみよう。Bはその手形をCに裏書譲渡した。その後、A・B間の売買契約がBの債務不履行により解除されたとする。手形は無因証券であるから、原因関係の存否、無効は手形関係の効力に何ら影響を与えない⁽⁸⁾と解されている。売買契約が解除されたとしても、そのことによって手形債務は消滅することはない。したがって、法は手形の流通性と取引の安全性を守るために、政策的手段として手形関係と原因関係とを分離させ、原因関係が消滅しても手形上の権利はそれによつて影響を受けないように定めた。そうすることによって、手形の取得者の手形上の権利を保護することができる。

仮に以上のように考えず、原因関係と手形関係を分離させないとすれば、取得者は安心して手形を取得することができず、ひいては手形の流通を害するおそれがある。ここでは、有因説をつきの二つの観点から検討してみよう。

- ① 買主Aが売買代金支払のために為替手形を振り出し、売主Bに交付した。Bはこの手形を銀行に割引いてもらうこともできるし、第三者に裏書譲渡することもできる。もし手形が原因関係の消長によつて影響を受けるような性質の証券すなわち有因証券であると解すると、Bの受取手形を銀行は取得しないばかりでなく、第三者への譲渡

もできなくなる。その理由は次の通りである。例えば、Aが為替手形をBに振出交付し、Bが第三者Cに裏書譲渡した。その後AがBの不履行により売買契約を解除したとする。この場合、Aの手形行為が原因関係の影響を受けるとすると、原因関係が解除されれば手形振出行為も効力を失う。この場合Cの手中にある手形上の権利も消滅することになり、Cの地位は保護されない。善意の取得者といえどもただの紙片を取得したにすぎないことになる。

② 次いで、手形の流通性の観点からみてみよう。有因性を肯定すれば、すでに見たように、手形の譲渡はかなり困難なものとなる。

手形の譲渡の際、手形を取得するものは、その裏書に先行する裏書の真実性を確認し、その直接の前者との間に存在している原因関係について、常に注意を払うことが必要になる。とくに、裏書譲渡をいくつか経ている場合は、複数の裏書人と複数の被裏書人との当事者間の原因関係がいつそ複雑になる。⁽⁹⁾この場合極めて煩瑣な原因関係の調査手続が求められることになり、手形の容易な譲渡（流通性）が阻害されてしまう。⁽¹⁰⁾それは、手形法の立法趣旨に反する。

経済の発展および需要の変化に対応して、手形の多くの独特な性質は形成された。手形行為の無因性、文言性、要式性および独立性などがそれである。その社会的意義に鑑みれば、手形行為の無因性、文言性、要式性および独立性が要求されるのは、なによりもまず、商品の取引を促進し、市場による社会資源のより合理的な配分を達成するためである。したがって、無因性が最も手形行為の本質を反映するものである。手形の無因性によつて、安全に容易・迅速な流通を促進することができる。

中国の経済体制が、経済改革を通じて計画経済から市場経済においては手形が極めて重要な作用を担つており、手形の輶転流通によつて、商取引の繁栄および効率的な資金の活用を達成する

ことができる。さらに中央銀行は手形の割引、再割引という間接的金融調節手段をより多く活用して通貨供給量および通貨投与を調節することができる。⁽¹¹⁾中国において手形の役割を十分に果たさせるためには、手形の無因性が認めることが必要である。手形の無因性は手形の流通を保証するうえで重要な意義を持つのである。

注

- (5) 曹錦秋「論票拋行為の無因性」経済与法四号一四頁（一九九七年）。
- (6) 姜建初『票拋原理与票拋法研究』二五頁（法律出版社、一九九四年）。
- (7) ちょう威『票拋権利研究』八頁〔王保樹編〕（法律出版社、一九九七年）。
- (8) 曹錦秋・前掲注(5)一四頁。
- (9) 郭澤華「應堅持票拋行為の無因性」法律雑誌一号三一頁（一九九七年）。
- (10) 林毅『票拋法原理与実務』一四頁（中華工商聯合出版社、一九九六年）。
- (11) ちょう新華『票拋法』四四頁（吉林出版社、修訂版、一九九四年）。
- 蒋大興「票拋法的立法缺陷及其完善」法律与実践三号二七頁（一九九六年）。

二 手形法制定前の有因性概況

一九八八年六月に上海市は「上海市手形暫定規定⁽¹²⁾」を公布した。その後の同年一二月に中國人民銀行も「銀行決

「決済規則」を公布した。これらの規定・規則は、手形・小切手を中心とした決済制度の確立に一定の役割を果たしたが、もはや社会主義市場経済体制のもとでは企業の現実的な需要に適応できなくなつた。たとえば、振出人の資格が制限され、商業為替手形および商業約束手形の振出は銀行に口座を持つ法人にかぎられ、手形の振出人の資格には制限があつた（決済規則・第七条）。また、被裏書人は銀行に口座を持つ企業法人にかぎられた（同規則第一三條・八四条一号）。為替手形の引受に関しては、引受呈示自由の原則が排除された（同規則第三四条）。さらに支払に際しては、支払人は裏書の連続の有無を調査する義務を負つた（同規則五一一条・七〇条五号・八二一条⁽¹³⁾号）。とりわけ、「銀行決済規則」第一四条三項によれば「為替手形の振出は適法な商品取引を前提としなければならず、商品取引がなされていない場合には、為替手形の振出は禁止」され、「上海市手形暫定規定」第七条三項も、商業為替手形あるいは商業約束手形の振出は、適法な商品取引を有しなければならないとされていた。手形関係と原団關係という二つの法律関係を一つの法規中に収めていたのが上記の規程の特質であつたといえる。

この規定によれば、手形行為は有因ということになるため、この数年、中国の手形を使用する過程においては手形をめぐる紛争、トラブルが多発して混乱を來し、経済活動をスムースに展開することが困難になつた。

また、巨額の手形詐欺事件が続出した。概要は次のとおりである。⁽¹⁴⁾ Aが、地元に資金を導入するには銀行引受済の自己宛為替手形を担保に入れる必要があると称して、Y銀行を騙して為替手形に引受をさせる。Aは、この手形を第三者Bに譲渡し、BはX銀行でその手形の割引を受けた。しかし、AはY銀行に資金を提供しなかつた。そのため、XはY銀行に手形金請求の訴えをなし、これに対しY銀行手形債務不存在の確認および手形の返還を求めて反訴を提起した。Y銀行としては、地元に資本を導入し開発等を行うと言われば手形の引受を拒否することもできず、結局Y銀行、X銀行のどちらが勝訴しても巨額の国家資金が流出することになる。このような事案について、

これまでいくつかの裁判所は、「銀行決済規則」第一四条を理由に手形を無効として、銀行Yを保護してきた。しかししながら、手形の内容に原因関係が混入したことこそが、手形金の支払いをめぐるトラブルが多発する原因であり、それに対処するため手形の無因証券性を維持し、手形関係から原因関係を完全に分離させるべきだとする主張がなされた⁽¹⁵⁾。すなわち、手形の信用とその流通性、安全性を維持するために、たとえ適法な商取引に基づかなくても、手形は有効であり、債務者は手形上の責任を負わなければならない、とされるのである⁽¹⁶⁾。

注

- (12) 上海手形規定は、今回の手形法の原型をなしており、その特色は、次のとおりである。a手形を為替手形、約束手形、小切手の三種とし、総則―為替手形―約束手形―小切手という台灣型に編別にした。b為替手形は銀行手形と商業手形（企業、政府機関等の単位の振出にかぎられ、個人は振り出せない）の二種類とし、約束手形も同様の二種類とする。ただし、商業手形の譲渡は「所持人から銀行」または「銀行から銀行」にかぎられ、かつ白地裏書は認めない。c個人の小切手使用を認める。d約束手形について、確定日払い、一覽払、一覽後定期払の二種類を認める。e商業為替手形と商業約束手形上の署名者は、銀行に口座がある法人にかぎられる。f手形行為独立の原則と人的抗弁の切断を明文化したが、善意取得の規定はない。しかし、この上海手形規定は、施行後六カ月で早くも改正され、上記bの譲渡相手の制限は撤廃された。栗津・前掲注(4)一六七頁。
- (13) 潘阿憲・前掲注(4)四六、四八頁。
- (14) 栗津・前掲注(4)一六三頁。
- (15) 王小能「日內瓦統一票據法律制度及其對我国の借鑑意義」中外法学七一页（一九九三年）。
新龍「票據糾紛審理中の幾個法律問題」法学四号（一九九三年）四一页。

四 最高人民法院の立場

近時、中国における最上級審である最高人民法院は、理論的にも実際的にもきわめて意味のある判決を次々と出している。ここでは、そのうちの一例を挙げる」ととする。最初に挙げるのは、最高人民法院民事一九九三年一月一日判決^⑯である。

〈事実の概要〉

一九九〇年九月四日X銀行（原告、被控訴人）はA会社（訴外）から資金を導入するため、五〇〇万元の銀行引受為替手形を一〇通振出した。そのうちの六通である合計三、〇〇〇万元の手形はB会社（訴外Aの子会社）に交付された。

同月中旬、AはY銀行（被告、控訴人）と一、〇〇〇万元の貸付契約を締結した。その契約の内容は、毎月の利率は〇・〇九三六%、期限は八カ月（一九九〇年九月一四日から一九九一年五月一六日まで）というものであった。その債務を担保するために、質権設定の趣旨でAは、XよりBに交付した六通の手形のうち四通をYに交付した。

しかし、その後、Aの経営不振のため、Yは、満期日に貸付金の返済能力がなくなることを危惧し、手形の受取人をBからYに名義変更することをAに要求した。そこで、YとAは協議を経た上で貸付契約に、AがYを受取人として振出す銀行為替手形を担保とするという条項を新たにつけ加えた。

その後、Aは、Xのために資金を導入することができることを理由に、Yを受取人とする二、〇〇〇万元の手形の振出をXに要求した。一〇月三日、Xはそれに応じて、Yを受取人とする二通合計金額二、〇〇〇万元（満期：一九九一年七月三日）の手形を交付した。その後、Aは九月中旬Yに交付した手形四通を回収し、それらの手形をXに引き返した。Yが運転資金として二、〇〇〇万元をAに貸し付けた。

Aが貸付金を返済できる見込みがなくなったので、YはXに対して手形金の支払いを請求した。これに対しXは、その手形は無効であるという確認の訴えを提起した。YはXに対して、すでに満期到来の手形金を支払うことおよび満期後から支払済までの遅延損害金を賠償すべきという給付の訴えを提起した。

第一審（青海省高級人民法院一九九二年四月二〇日）は次のように判示してXの請求を認容した。「銀行決済規則」第一四条によれば、「為替手形の振出は適法な商品取引を前提としなければならず、商品取引がなされていなければ、為替手形の振出は禁止される」ところY、Aは商取引の裏付けがない銀行引受Yが為替手形をXに振出させたのであって、それらの手形は無効であると。これに対してYは上告した。

〈上告理由〉

AがYからの貸付金を返済するために、質権設定の趣旨でAは、XよりBに交付した手形をYに交付した。その後、XがAの要求に応じてYを受取人とする新たに手形を振出した。そして、XとYの間に手形関係が形成された。原因関係の有効無効にかかわりなくXは手形金をYに支払うべきである。一审判決が「Xが振出した手形は無効である」とすることは、何の法律根拠もない。上告審は、原判決を取り消した。

〈判決理由〉

最高裁（第二審）は、手形は無因証券かつ文言証券であるから、手形関係が一旦成立するとその原因関係から切

り離され、原因関係の存否、有効、無効は手形関係に影響を及ぼさない。Xが振出した手形は形式上完全である。それゆえ、この手形行為は有効に成立している。Yは手形取得した際、悪意であったとは認められず、また相当の対価も払っている。Xは本件手形の債務者として、期限通り手形に記載した金額を無条件でYに支払うべきであると判示した。

次いで第二に、最高人民法院一九九四年七月五日民事判決の事案を探り上げる。

〈事実の概要〉

B（訴外）とD（訴外）は、資金難に直面していたため、共謀して偽りの売買契約を作成した。X銀行（原告、被上告人）はDの依頼に応じ、一九九〇年二月一九日合計八、〇〇〇万元の銀行引受為替手形を九通作成し、そのうちの二、五〇〇万元分の手形を受取人A（訴外）に交付した。また、そのうち二、五〇〇万元分の手形は、Y1銀行（被告、上告人）に、残りの手形三、〇〇〇万元分はBに交付された。Bはこの手形を取得した後、手形割引によつて一、〇〇〇万元の手形の割引金を入手し、そのうち二通の手形をC（訴外）に裏書譲渡した。Cはこの手形を現地のY2銀行（被告、上告人）に譲渡して割引金を入手した。その後、Xは、BがDとの間の商取引の不存在、原因関係の無効を理由に、すべての手形が無効であるという確認を認める訴えを提起した。

第一審（広東省中山市中級人民法院一九九〇年一二月五日判決）は次のようない由によつて、Xの請求を認容した。「銀行決済規則」第一四条によれば「為替手形の振出は適法な商品取引を前提としなければならず、商品取引がなされていない場合には、為替手形の振出は禁止される」。それゆえ、Dが詐欺等の手段を用いてXに振出させた手形は無効である。なお、Y1はDから対価なく手形を譲り受け、かつ、Dが詐欺などの手段を用いてXに手形を振出させたことを知りながら手形を受領した。したがつて、Y1は悪意取得者である。Y2もBが現実の商取引

に基づかず、詐欺により手形を取得したことを知りながら、Bの裏書人Cに対し手形割引に応じた。したがって、その手形割引行為は違法であると。これに対しY1、Y2は上告した。

〈上告理由〉

Y1は、手形を取得した後、Dに対して相応の対価を払つて、自己が二、五〇〇万元の銀行為替手形を適法に取得しているがゆえにXに対して手形金を請求する権利を持つ。Y2は、Cから割引により手形を取得した。それゆえ、Y2は適法な所持人であるから、XはY2に対し手形金の支払を拒絶することができないと主張した。一審は、B、D間の商取引が不存在のため、Xは振出した手形が無効であると判断したが、その判断は法律上の根拠が欠如しているとして、Y1、Y2は、一審判決には事実の誤認と法律適用の誤りがあることを理由に、最高人民法院に上告を申し立てた。上告の結果、一審判決は取り消された。

〈判決理由〉

手形は要式証券で、文言性、無因性をその重要な性質とする。中国人民銀行の「銀行決済規則」では、商業為替手形の振出は適法な商品取引に基づくべきことが要求されていたが、これは手形の効力に関する規定ではない。したがつて、原因関係の成立、有効を前提として手形関係が有効に成立するわけではなく、手形関係と原因関係は独立している。

本件において、原因関係の無効を理由に、Xの振出した手形が無効になるという理由は、法律上の根拠が欠如している。したがつて、Xの本訴請求を認容した第一審の判決は誤つており、取り消されるべきである。Y1、Y2の請求は認容される。

以上二つの判例を検討してみよう。「銀行決済規則」一四条三項は、「為替手形の振出は適法な商品取引を前提と

しなければならず、商品取引がなされていない場合には、「為替手形の振出は禁止される」と定めていたが、第一審はこの規定を有因論の立場で解釈し、同条は手形の有因性を定めた効力規定と解したのである。しかし、最高人民法院は、手形は本来的性質として無因性を有しており、銀行決済規則一四条三項が為替手形の振出は適法な商品取引に基づくべきことを要求していても、これは手形の効力を定めたものではなく、一種の行政的指導であり、したがって、同条に違反して振り出された手形もその無因性により有効であると解した。換言すれば、最高人民法院は、同条は手形に有因性という性質を付与したものではないと解したものである。二つの判例は極めて重要な意味を持つと思われる。

注

- (17) 最高人民法院公報一九九四年四号一五三頁以下。
(18) 最高人民法院公報一九九五年一号二〇頁以下。

五 手形法一〇条をめぐる学説

手形の無因性は手形法中で重要な原則である。世界の多数国の中にも、さらにはジュネーブ統一手形法も、無因性を手形立法の基本原則に据えて制定している。ところが、「中国手形法」における、手形の無因性に関する規定は、世界の多数国や統一手形法と異なつており、すなわち、原因関係を手形関係から分離して、手形上の法律

関係の内容にその原因関係を混入させない分離主義を採用しなかつた。それは、「中国手形法」総則第一〇条の規定として現われている。

1 一〇条の内容とその問題点

中国手形法第一〇条一項は、「手形の振出、取得および譲渡は信義誠実の原則に従わなければならず、真実の取引関係と債権債務関係を有しなければならない」と定めている。この条文の文言を素直に読めば、手形の振出、取得及び譲渡は、真実の取引関係と債権債務を有しなければならないことになる。それゆえ、商取引の裏付けがない融通手形は法律上認められない。⁽¹⁹⁾

同法第一〇条のような規定は、諸外国の手形法には見受けられない。このように原因関係と手形法律関係とを括して手形法に規定したのは、手形法の立法過程中に発生した重大なミスではないかとの疑問も呈せられている。⁽²⁰⁾また、この条文と同法の他の条文との間に矛盾する点が多く見られ、その点も批判されている。⁽²¹⁾さらに具体的には学説は、第一〇条の規定に対して次のように批判している。

まず、この規定は、手形理論上にいかなる意味を有するのかについて、条文にそつて検討しておこう。

第一〇条の文言によれば、取引関係と債権債務関係は、一見手形行為を有効とするための要件である。しかしながら、これは手形理論上に成り立ち得ない考え方である。なぜならば、

- (1) このような規定が認められるとすると、それに応じた手形行為の有効要件を付加することが必要にならざるを得ない。手形行為の成立要件としては、形式的要件と実質的要件との二つが挙げられる。実質的要件とは、手形の

当事者が手形能力がおよび意思表示が有効であることである。形式要件とは、手形の記載事項、手形の署名、書面記載などのことである。²⁴⁾

しかし、第一〇条を上述のように解すると、手形行為の二つの有効要件（実質的要件と形式的要件）のほか、手形の原因関係も手形行為の有効要件として付加されているのである。この要件は結局、手形行為を変化させて原因関係の付属物に変えてしまっているのである。手形行為の効力は有効か否かは、原因関係によって決まるという結論は、諸外国の手形理論に照らすとはなはだ疑問がある。

(2) 第一〇条の「取引関係と債権債務」を手形行為の有効要件とするならば、次のような理論的矛盾が生じることになる。あるものが正常な判断力に基づき、自ら求めていた結果から生じた主観的心理のもとでその結果を認識しつつ、手形上に自己の本名で署名しても、眞実の商取引関係および債権債務がなければ、その手形行為は無効となる。

中国手形法においては「署名なければ責任なし」の原則が存在する。署名によって手形上の責任を負う（第四条）。したがって、手形に署名がある限り、署名者が手形上その債務を負担しなければならない。一方、原因関係のない手形行為は無効となる。他方、手形法の署名原則を貫くと、署名者は手形上の責任を免れない。したがって、無効な手形行為をしたものに手形上の責任を負わせることになる。このような結論は理論上極めて不自然である。

それに対して、手形行為が手形の要件（商取引を有すること）を具備しないため、署名をしても無効であり、署名者の手形債務が免除されると解すれば、それは、手形行為者が願っていた結論なのかもしれない。とくに、中国では手形詐欺事件が多発しているため、それは、手形の不正利用者に有利になるのではないかとも思われる。しかし、それは眞実の署名者が手形上の責任を負うべきであるという手形制度に反するものというべきである。

(3) 原因関係や資金関係は手形の基礎関係である。それらの関係を規制する法律は手形法とは別に制定される。一方、手形行為には、独立して制定された手形法が適用される。手形法第一〇条は、手形関係が有効に成立するためには、有効な原因関係（真実の取引関係と債権債務関係を存続すること）を要求しており、それゆえ、手形関係は独立に存在しないことになる。したがって、原因関係を規制する法律が手形行為にもすべて適用されることになる。そうなると、手形行為を規制する手形法の制定が全く無意味になってしまい、ひいては独立した手形法の存在価値すらなくなってしまう。

以上の検討から明らかのように、手形法第一〇条において原因関係と手形関係を切斷しない規定を設けるのは不合理である。また、取引関係と債権債務関係とは、手形関係有効の要件として十分機能するか極めて疑問がある。手形制度は、商品経済と市場経済によって発展してきたものである。手形法が無因性を否定すれば、手形が社会主義市場経済の形成及び発展に積極的な役割を果たすことができなくなってしまいかねない。それを避けようとすれば、手形法の改正によって第一〇条を削除するか、同条は効力要件でなく、単なる取締規定と解するほかない。

2 学説の展開

フランスでは伝統的に手形行為は有因であるとされている。それは多分にフランス法上に特有な観念、ことにフランス民法第一一〇八条が「適法な原因を契約の有効要件の一つとして要求し」、第一一三一条が「原因のない債務または虚偽の原因もしくは違法な原因に基づく債務は何等の効力を有しない」と規定していることに起因するものである。²³ 中国手形法がこのフランス手形法の伝統な立場を採用したのかどうかは不明である。

しかし、今日、フランス手形法においても、原因関係の当事者間で、原因債権と手形債権の並存、すなわち、手形関係の原因関係からの分離、手形債権と原因債権の別個独立性が認められている。そして、手形授受の直接当事者間においても、原因関係などの主張責任・立証責任は、無因性の場合と同様に、手形債務者側が負担する。²⁴⁾

中国手形法第一〇条は、「手形の振出、取得および譲渡は信義誠実の原則に従わなければならず、真実の取引関係と債権債務関係を有しなければならない」と規定するが、それは、諸外国の手形法制に共通している手形行為の無因性理論と異なるという面で学者・法曹界から大きな反発を招いており。²⁵⁾したがって、有因論をいかに評価すべきか、手形の有因性・無因性に関する諸問題について検討していかねばならない。

【1】既述のように、中国はこの数年、実務において偽造手形を利用した巨額の手形詐欺事件が頻繁に起きているため、これを規制する必要があるので、手形立法は中国の今日の実情から出発しなければならない。このことが、真実の商取引関係と債権債務関係（原因関係）を必要とした最大の理由である。²⁶⁾

これに対して、無因性の立場からの反論がある。

(1)原因関係と手形関係とは二個の独立した法律関係である。原因関係は、手形を授受する前にすでに存在しているが、手形関係は、手形を授受した時に初めて発生するものである、手形関係と原因関係とは分離しており、原因関係の無効、解除等の事由は手形行為の効力を左右しない。

また、原因関係と手形関係とは二個の独立した法律関係であるから、それぞれに対応して各別の法律を適用すべきである。すなわち、原因関係には、債権債務関係および取引関係等に関する民法が適用される。手形行為（振出、裏書、引受、保証等）には、手形・小切手法が適用される。²⁷⁾有因論は、手形上の法律関係の内容にその原因関係が入り込むものとする。それは、明らかに不当である。²⁸⁾

(2) 中国では、手形を利用した金銭詐欺の犯罪が多発しているのは確かである。そして、犯罪の予防および取り締まりに関する条文が、中国手形法第一二条、第一〇三条に定められている。⁽⁴⁾ 金融犯罪の防止については、それを通じて解決することになつてている。

第一二条の規定は次のとおりである。手形・小切手の不法取得の中で「詐欺、窃盜もしくは脅迫等の不法手段により手形・小切手を取得するもの、または詐欺、窃盜もしくは脅迫等の不法手段により取得した手形・小切手であることを知りながらこれを取得するものは、手形・小切手上の権利を有しない」。

また、第一〇三条の規定は次のとおりである。「以下に掲げる詐欺行為がある場合において法の定めるところにより刑事責任を追求する。
 ①手形・小切手を偽造または変造するとき
 ②故意により偽造または変造の手形・小切手を使用するとき
 ③空小切手、または故意により届出の本名の署名もしくは印鑑と一致しない小切手を作成して財産を詐取するとき
 ④確実な資金源のない為替手形または約束手形を作成して財産を詐取すること
 ⑤為替手形または約束手形の振出人が振出時、虚偽の記載をして財産を詐取するとき
 ⑥他人の手形・小切手の不正使用、故意による期間満了後または失効の手形・小切手の使用をもつて財産を詐取するとき
 ⑦支払人が振出人、所持人と共謀して前六号の行為を行うとき」。したがつて、第一〇条に手形詐欺事件の予防のための原因関係の内容を直接持ち込む必要はまったくない。

ところで、中国の立法の仕方は、一定の政策的なものを、とりあえず試行し、その際様々な問題が出てきたら、その解決としてルールづくりを行ない、最後に法律の形で制定するというシステムになつていて⁽⁵⁾。「銀行決済規則」が政策的なものとして実施されて以来、同規則第一四条の定める「為替手形の振出は適法な商品取引を前提としなければならず、商品取引がなされていない場合には、為替手形の振出は禁止される」旨の規定は、手形の無因性原

則に反するものであるため、法学界、金融界からの批判が少なくなかった。⁽³¹⁾

その後、一九九四年十二月、國務院が全国人民代表大会常務委員会に手形法草案の審議を委託した段階では、手形の原因関係についての内容が定められていなかった。さらにその後、中國人民銀行の副總裁が國務院を代表して、全人代常務委員会に「關於〈中華人民共和國票據法〉（手形法）草案」を説明した際には、とくに手形の無因性について以下のように述べている。⁽³²⁾まず、手形が無因証券であることが強調されていた。手形の無因性を維持するために、手形法草案は、上記「銀行決済規則」第一四条の「商業為替手形の振出は適法な商品取引を有しなければならない」という立場を踏襲せず、商品取引の存在を手形振出の条件としていた。

手形関係と原因関係とは二個の法律関係であるので、それぞれに対応して各別の法律を適用すべきである。従つて、手形の振り出すときは、商品取引があるかどうか、商品取引が適法かどうかについては、手形法の規制内容ではなく、他の法律規制に属するものである。この説明によれば、手形法は無因性という性質を有するものであることは明らかである。

このような経緯があつたにも拘わらず、実際に制定された「手形法」は手形草案に反して、突然に有因の性質を有するかのごとき規定となつた。何故手形法第一〇条が上記規則の第一四条の内容をそのまま承継したのか、はなはだ疑問である。

この点については、反対の意見が次のように述べられている。

（1） 手形法第一〇条は、けつして「銀行決済規則」第一四条の内容をそのままで引き継いでいるわけではない。「銀行決済規則」第一四条では、「為替手形の振出は適法な商品取引を前提としなければならず、商品取引がなされていらない場合には、為替手形の振出は禁止される」と規定していた。一方、手形法第一〇条は「手形の振出、取得

および譲渡は信義誠実の原則に従わなければならず、眞実の取引関係と債権債務関係を有しなければならない」と定めている。手形授受の原因として商取引の存在を必要とする点につき、手形法と銀行決済規則は一致する。しかし、銀行決済規則は、適法な商取引を基礎にし、商取引の裏付けのない為替手形の振出を禁止するのに対し、手形法は、眞実の取引関係と債権債務関係を有することを要求している。手形法は上記規則を発展させたということができる。⁽³⁴⁾ 条文の文言が「適法」から「眞実」に改められた。この二字の修正は、以下のようない意義を持っている。

この数年中國では、手形を利用した不正な手段で銀行などから金錢を騙取した事件が多発したので、それに対処するために、すべての手形行為が「眞実」という基本精神に基づいて行われることが必要である。例えば、手形法第一〇条の「手形行為がなされる場合には、眞実の商取引関係および債権債務関係を有しなければならず」とする規定、第二一条「為替手形を振出するときに、眞実の支払委託関係が存在し、かつ、振出人と支払人との間に確實な資金関係がを有することが要求される」とする規定がそれである。わざわざこのような条項を設けたのは、それによる信用の膨張を防ぎ、犯罪を正確かつ有效地に抑制し、金融市場の混乱を最大限回避することを目的とする。

中國の金融制度は計画経済から市場経済へ移行する過渡期にあり、法律や制度面で不備な点が多いため、さまざまの金融犯罪が急増している。とくに最近は手形詐欺事件の金額が巨額になり、手口も多様化している。たとえば、資金の不正取得または貸付規模のコントロールの回避を目的とし、企業が銀行とともに、商業手形であるように仮装するための虚偽の契約書を作成した上で為替手形の授受を行い、これを金融機関に持ち込んで割引いてもらい金錢を受領する。また、経営の不振に由来する、債務の返済が不可能になることの回避を目的とし、企業、不法商人が共謀して偽りの手形の実質関係を作り、為替手形を詐取した後、銀行で手形割引により金錢を受領する、等の手口が行われている。⁽³⁵⁾

金融経済は、現代社会における経済体系の中で重要な地位を占めている。金融秩序に何らかの混乱が生ずれば、社会経済活動の全体に対して損害が及ぶことになる。そして、各種の金融を害する犯罪に対し、刑罰手段を用いることで制裁を強化する以外にも、手形詐欺事件を十分に防止するために、手形法を通じて金融活動の正常な秩序を維持するとする要望が少なくなかった。⁽³⁶⁾ このような事情のもとに、手形法が第一〇条において手形授受の原因として真実の商取引関係または債権債務関係の存在が必要であると定められるに至つたのである。

〈2〉 手形関係と原因関係との分離および手形の無因性は絶対的なものであろうか。中国手形法第一三条第一項は「支払人は、振出人、その他所持人の前者に対する自己の抗弁事由をもつて所持人に対抗することができない」とし、いわゆる「人的抗弁の制限」を定めている。しかし、同条第二項では、「手形・小切手上の債務者は、自己と直接債権債務関係を有する手形・小切手の所持人にその債務不履行をもつて抗弁することができる」と規定されている。⁽³⁷⁾ それは、一九八六年の「国連国際為替手形と約束手形条約草案」第二六条一一項(b)の規定と一致している。手形債務者と所持人とが直接の当事者である場合は、債務者が原因関係瑕疵をもつて所持人に対抗できる。このような人的抗弁は、無因性から生ずる結果を修正するものの一つである。この規定は、手形関係が原因関係より何等の影響を受けないという無因理論を真正面から否定するものではなかろうかとの見解もあるが、そうではない。

また、同法第一一条一項は「税収、相続、贈与により無償で手形・小切手を取得するときは、対価の給付の制限を受けない」。⁽³⁸⁾ ただし、その有する手形・小切手上の権利は、前者の有する権利を超えない」と規定している。相続、贈与等のような対価を払わずに手形を取得した場合には、手形の取得者は前者の有する権利を超えない。すなわち、ここでは、人的抗弁切断の効果は生じえず、手形債務者は取得者の前者に対する有する人的抗弁をもつて取得者に対抗できる。

これは、無因性のもう一つの例外であるとの見解もあるが、そうではなく、これは有償、無償の問題にすぎない。

〔2〕手形関係と原因関係とを分離するかどうかをめぐって、それぞれの立場から論争が続いている。

(1) 現代の手形法制度は、「流通」を基礎として形成された。この流通という要素が手形行為の無因性を形成した。⁽⁴⁰⁾

手形の有因性に基づいて形成されたフランス手形法及びフランス手形法をモデルとする諸国（イタリア、スペイン、ベルギー）の手形法も、現在では無因性を採用し、手形関係の原因関係からの分離、手形債権と原因債権の個の独立性を認めていた⁽⁴¹⁾いる。それゆえ、中国において手形法を立法する際には、この点を十分に注意を払わなければならぬとの見解がすでに一部の学者から出されていた⁽⁴²⁾。中国手形法が依然としてフランスにおける伝統的な有因性の立場を踏襲しているかのごとき表現をした規定を設けたことについては鋭く批判されている。

前述したように、一九九四年の二つの事案においては、最高裁が無因性の立場から判決を下した。最高裁は、手形関係と原因関係とを分離しないといいう「銀行決済規則」の不合理な規定を排除したといえる。この二つの裁判例は、手形の無因性という性質を正確に理解する上で、重要な意味をもつと評価されている。

しかし、なぜ手形立法の際に立法機関はこれらの裁判例に十分に注意を払わなかつたのか、なぜ各国で共通している無因論によらずに手形法を制定したのかとの疑問の声が大きくあがつてゐる。手形法の国際共通性は極めて高い。とりわけ、世界経済が進展して一体化するにしたがい、統一国際手形法を制定する必要に迫られてきた。対外開放の政策の進展に伴つて、中国でも国際取引が盛んになつてきた状況では、手形の立法につき、世界で一般的な法規制の範囲外にあることは困難である。従つて、手形法を改正し、手形行為の無因性の理念を導入すべきである。⁽⁴³⁾

これに対して、反対の意見が次のように述べられている。

(2) 現時点においては、中国の経済発展レベルが低い。それに加え、中国の手形制度の歴史が浅く、まだ初步段階

にあり、手形を用いる者の質もそれほどよくないため、手形詐欺事件が多発している。⁽⁴⁶⁾ それゆえ、金融秩序の維持および手形取引の安定を図るために、手形当事者が手形行為をなすにあたって、公平と誠実信用、権利濫用禁止等の法律原則を守らねばならない以上、商取引関係と債権債務関係を有するという条件を加えることが必要とする。⁽⁴⁷⁾

3 私見

中国手形法第一〇条一項は、「手形の振出、取得及び譲渡は信義誠実の原則に従わなければならぬ、眞実の取引関係と債権債務関係を有しなければならない」と定めている。この条文と無因性との関係については、はなはだしく見解が分かれているが、中国手形法は手形の無因性を採用しているものと考えるべきである。その理由は、以下通りである。

- (1) まず、中国手形法第一〇条の後段文言からすれば、手形行為は眞実の取引関係及び債権債務を原因関係として行なわれることが要求され、商取引の裏付のない融通手形や交換手形は認められない。⁽⁴⁸⁾ しかし、見方を変えると、同条は原因関係の存在を手形振出の要件として要求しているのではなく、単に商引取に基づかない手形の流通を認めない趣旨の取締規定であると解することもできる。すなわち、そのように解すると、かりに同条に違反して手形の振出、取得、譲渡がなされたとしても、直ちに手形としての効力を失うと解する必然性は存在しない。したがつて、原因関係の無効・不存在は手形関係の不成立をもたらすものではないと同条を解することは十分可能なのである。

- (2) 前述四に掲げた中国最高人民法院の二つの裁判例においては、最高裁は無因性の立場から判決を下した。それゆえ、裁判所は上の解釈を支持し、無因性を妥当なものと考えているものと考えられる。
- (3) 前述の五の2に指摘ように、立法担当官である中国人民銀行の副総裁は、「中国手形法（草案）」の説明の際、手形は無因行為であることを強調していた。すなわち、中国手形法は無因性に基づいて構成されたものであることが明らかにされている。

- (4) それでは無因性の法的根拠はどこに求められるべきであろうか。その直接的な根拠は、「無条件で支払うべき旨の委託」または「無条件で支払うべき旨の約束」（二二条二号、七六条二号）が手形上に記載しなければならないところに求めることができる。それによれば原因の記載は許されない。さらに、手形は文言証券であって、手形上の法律関係はもっぱら手形上の記載によって決定せられる、とする（四条三号）。この単純性と文言性の両者をもつて中国の手形の無因性の根拠であると思われる。
- 以上の四点の理由より、中国手形法は無因性に基づく構成だと解するべきであると考える。

注

- (19) 関際玄「關於我国新票據法幾個問題的探討」南開學報四号（一九九六年）七七頁。
- (20) 林毅「對票據法第一〇條的一點意見」中國法學三号（一九九六年）五四頁。
- (21) 林毅・前掲注(20)五五頁以下。
- (22) 田邊（光）・前掲注(1)三五、五九頁。
- (23) 吉川義春「手形の無因性（二）」民商七七卷五号（一九七八年）六三五頁。吉川義春「無因債務契約をめぐる若干の研究（二）」

- (24) 判例タイムズ三四六号二六頁。
川村・前掲注(3)三〇頁。
- (25) 姜海峰「淺談我国票拋法的幾點不足及其完善」法学天地三号（一九九六年）二五頁。葉東文「關於我国票拋法存在問題的思考」廣東法学六号（一九九六年）二六頁。蔣大興・前掲注(1)二七頁。
- (26) 張旭娟「也談對票拋法第一〇條的一點意見」中國法学三号（一九九七年）一一六頁。王豪鳴「試論票拋的基礎關係與票拋關係的關係」特区法制六号（一九九五年）四〇頁。鐘靈ほか「票拋的給付對價及其法律意義」法制与經濟三号（一九九六年）九頁。
- (27) 梁英武『中華人民共和國票拋法（糸論）』二六頁（立信会計出版社、一九九五年）。林毅・前掲注(20)五四頁。
- (28) 曹錦秋・前掲注(5)一四頁。
- (29) 姜海峰・前掲注(25)二六頁。本論文の手形法の第二条、一〇三条の訳文は、清河雅孝「中国手形・小切手法」（全訳）国際商事法務 Vol.24, No.3（一九九六）二九二頁、三〇〇頁より引用した。
- (30) 長谷川俊明ほか「中国・東南アジアにおける債権債務管理の実際」金融法務事情一四八六号七頁（一九九七年）。
- (31) 楊成「淺談對票拋關係與原因關係的理解和應用」審判研究一號四〇頁（一九九六年）。郭沢華・前掲注(9)三〇頁。
- (32) 梁英武・前掲注(2)二五九頁の附録〔周正慶〕「關於〈中華人民共和國票拋法〉（草案）的說明」。以下の記述につき「まず、手形が無因證券であることが強調されていた……商品取引の存在を手形振出の条件としていたなかつた」潘阿憲・前掲注(16)一七〇頁より引用。
- (33) 手形法の制定および審議については、一九九〇年中国人民銀行は正式に手形法起草グループを設立し、手形法の起草作業に着手した。同年一月に「中華人民共和國手形法討論稿」が起草された。一九九一年九月、各界から意見を幅広く聴取するため、起草グループは全国金融界の著名人を招請、北京で「手形法」討論会を開催し、「手形法」修正案に対する専門家の意見

を求めた。その後、金融界などから広範な意見を聴取を行つたうえで、一九九一年一〇月に第二次修正、一九九二年三月には第三次修正が行われ、一九九二年九月に「中華人民共和国手形法」（第四修正案）が作成された。その後、國務院常務委員会は手形法草案の改訂案に対する意見として専門家の学者から聴取するとともに、全人大法律委員会、國務院法制局、中国人民銀行などの関係責任者、および一部特別に招請された民法学者は関係する問題について共同で検討を行つた。議場で主に重点を置いて討論された問題は、手形法第一〇条の後段文言である。金融界の見解によれば、手形関係と原因関係とは二個法律関係であるので、それぞれに対応して各別の法律を適用すべきである。したがつて、手形行為するときは、商品取引が適法か否かは手形法の規制内容ではなく、他の行政法規*（手形管理実施弁法、一九九七年八月中国銀行公布）に属するものである。

一方、民法学者の見解としては、わが国の手形制度は開始以来日が浅く、実務において手形を利用して金銭詐欺を行う事件が頻繁に起きているため、これを規制する必要があるので、手形行為者が手形行為をなすにあたって、公平と誠実信用などの法律を守る以上、商取引関係と債権債務関係を有する（中国民法通則第四条の内容）という条件を加えることが必要となる。二つの見解が分かれていたが、草案の改訂案はできるだけすみやかに人民代表大会常務委員会の審議を通過するため、民法学者の見解が最終的に立法当局によって採用された。

* 行政法規：行政法規は国の中最高行政機関（國務院）が憲法と法律に基づいて制定する。条例、弁法、規則、細則、規定などの名称が付されていたが、一九八七年四月二一日から名称が整理され、条例、規定、弁法の三つだけとなつた。さらに、全国人民代表大会（全人代）または全人代常務委員会の授権に基づいて國務院が制定する法規がある。また、國務院所屬の各部、各委員会、弁公室が定める規定、弁法、実施細則および規則と呼ばれる法規がある。これらは規範的性格を有するが、その効力は國務院の行政法規の下位にある。山上賢一ほか『現代中国法の基礎と実務』五頁（中央経済社、一九九八年）。

(34) 楊華柏「第一章総則」國務院法制局財政金融法規司編『中華人民共和国票拠法（私論）』三七頁（法律出版社、一九九六年）。

(35) 張旭娟・前掲注(26)一一六頁。

中国における手形の有因・無因の議論（李）

(36) 鍾靈・前掲注⁽²⁶⁾九頁。王豪鳴・前掲注⁽²⁶⁾四〇頁。楊華柏・前掲注⁽³⁴⁾三八頁。

(37) 張旭娟・前掲注⁽²⁶⁾一一六頁。

(38) 張旭娟・前掲注⁽²⁶⁾一一五頁参照。日本では、無因性を第三者関係のみならず、手形授受の直接の二当事者間においても働く。

すなわち、無因性により、原因関係の取消、無効、解除などの場合に、手形関係は有効に成立、存在しているけれども、手形債務者は直接の相手方に對してはこのような原因関係に基づく抗弁を主張して支払を拒むことができるときがある。川村正幸「手形法の特色とその展開」法学教室一二二二号（一九九〇年）二八頁。これに対し、原因関係にある直接当事者関係への無因性の適用ではなく、したがつて債務者は原因関係の取消、解除に基づいて手形債権を否定し、支払を拒否することができるとする見解もある。武久征治「原因関係の取消、解除と手形上の法律関係」龍谷法学二五卷四号（一九九三年）三六三頁。上のようないくつかの見解がある。直接の関係に限つて無因性の適用を否定する見解の一例として、ドイツのE・ウルマーの説明を見てみよう。ドイツの通説は、無因性を第三者関係のみならず直接当事者間にも適用するところにあるが、同時に、直接当事者間の権利行使が実質的な妥当性を欠くとの視点から、これを不当利得構成によつて制限する修正がなされてきた。しかしこの構成は、なお無因性を維持しており、しかも権利行使制限についての理論的迂回もある、とする。武久・同上三六四頁。

(39) 手形法一〇条二項によれば、手形の取得には、当事者双方が合意した相応の対価を支払わなければならない。ただし、同法第一項は「法に従い税の徵収、相続と贈与によつて手形を無償で取得しうる」場合には対価による制限を受けない」と規定する。すなわち、合法的な債権により手形を取得した場合は、対価を支払つたものとみなす。なお、相当な対価とは、手形金額の五〇%が目安だと理解するのが一般的に行われている。対価については、手形法はそれを規定していないが、当事者双方が合意したうえで相応の対価を決定する。國務院法制局財政金融法規司『中華人民共和国票拠法講解』三八頁（法律出版社、一九九五年）。

(40) 蔡玉明『票拠法与律师票拠業務』二〇〇頁（人民法院出版社、一九九七年）。

- (41) 林毅・前掲注⁽²⁰⁾五四頁。
- (42) 曹錦秋・前掲注⁽⁵⁾一五頁。
- (43) 郭沢華・前掲注⁽⁹⁾三一頁。曹錦秋・前掲注⁽⁵⁾一六頁。
- (44) 姜海峰・前掲注⁽²⁵⁾二五頁。
- (45) 林毅・前掲注⁽²⁰⁾五七頁。曹錦秋・前掲注⁽⁵⁾一五頁。
- (46) 鍾靈・前掲注⁽²⁶⁾九頁。
- (47) 楊華柏・前掲注⁽³⁴⁾三六頁。張旭娟・前掲注⁽²⁶⁾一一七頁。
- (48) 潘阿憲・前掲注⁽¹⁶⁾一七〇頁。

六 結語

本稿で検討を加えた日本の手形法上の無因・有因理論と中国の手形法上の無因・有因理論の相違点は、次のように要約しえよう。

手形の無因性の概念はドイツ手形法に起源を持つ。日本の手形法学はドイツ手形法学の影響の下に、伝統的に手形の無因性を理論的な前提として認めてきた。一方で、近時、手形権利移転行為有因論と呼ばれる見解もある。この見解は、手形取引の安全のために手形の無因性を認める必要があるし、無因性は適合性が高いことを前提としつつながら、手形行為を手形債務負担行為と手形権利移転行為と二面に分け、債務負担行為は無因であるが、権利

移転行為の側面は有因であるとするものである。⁽⁴⁹⁾

手形権利移転有因論は、明快な理論である。しかし、二段階説に対しては、技巧的すぎるという批判、あるいは手形債務負担行為と手形権利移転行為とで法的性質を異にするという構成は不自然であるという批判がなされ、さらに手形交付前は、署名者自身が権利者になるという構成について批判がなされている。それにも増して、有因と理論構成した場合の最大の問題点は、第三取得者の保護に関して、従来手形法一七条の人的抗弁事由とされてきた原因関係上の瑕疵を一六条二項へ移すことである。現在でも、日本では手形の無因理論構成を手形理論中の主流に据えているといえるであろう。

これに対して、中国手形法は一九九六年一月一日から施行された以来、第一〇条をめぐって手形は有因であるかどうかが、さかんに議論されて今日に至っている。一方では、手形法第一〇条の立法趣旨はこのように解釈する。すなわち、手形関係は通常一定の原因関係に基づいて発生するが、手形関係が成立後は原因関係から分離されるべきである。しかし、現実には中国の手形詐欺事件が多発し、巨額の国家資金が流失したことがひどく金融界を困惑させたことである。手形の当事者の間で確実な原因関係の存在をベースにして信用関係を構築することにより、手形は経済社会に対して大きな役割を發揮できる。したがって、第一〇条は、手形の原因関係に対して一定の規制を加えることが必要になる。第一〇条の条文は、手形の有因性に基づいて構成されているよりも読めなくもない。同条の表現は手形の無因性を否定する趣旨になつてることにつき近時の有力説は批判し、無因論を展開している。この説によれば、手形をめぐる法律関係においては、手形関係は原因関係とは別個の法律関係とされる。世界の多数の手形法が、手形の無因性を手形法の基本規則として採用している。諸外国は手形行為無因論の理論的な優越性についての認識はどの国でも一致している。中国の手形の立法は、世界の一般的な法律規制の範囲外にあるこ

とは不可能である。

中国手形法第一〇条におけるこののような規定を設ける主な理由のは、中国の市場経済はまだ初期発展段階にあるので、手形の機能を多様化にする基盤が備わっておらず、また経済に関する法律の整備されていない点に求められると考えられる。手形王国としての日本は、手形行為の無因性の理論的な根拠はすべて一貫したものであった。近時少數説より、異なる見解（有因論）が唱えられている。この見解は手形の無因性を前提とし、債務負担と権利移転を二分し、後者だけを有因のものにする。有因論の登場する契機となつたのは、裏書の原因関係の瑕疵（無効、消滅など）の問題を対象とする議論をして発展された理論であった。これに対して、中国の手形制度は、まだ初步段階にある限り、たとえ同じ手形法学上の有因論・無因論をめぐつて議論しても、中国の有因・無因の理論の観点およびそのレベルが、まだまだ浅くて不十分であり、日本とは比較にならないほどの差があるに違いない。

国際社会では、商事法の中でも、手形法の国際共通性が最も高い。手形においては多数の技術規則が、共通的原则として各国の手形法に取り込まれている。それらは、国際的な経済活動において共通準則となつていている。中国と諸外国との間の国際取引が日増しに増加している今日、中国の手形法は諸外国の手形法との統一化の方向に邁進していくべきである。その意味で、手形法の第一〇条のように、手形の原因関係に対し一定の規制を加えるという規定が改正される日が来るのも、遠い先のことではないのではないかろうか。

注

(49) 前田庸『手形法小切手法』六七頁以下（有斐閣、一九九九年）。